

事業事前評価表

国際協力機構
東南アジア・大洋州部
東南アジア第三課

1. 案件名（国名）

国名：ベトナム社会主義共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ベトナム国(以下、「ベトナム」という。)においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 成長と競争力強化

ベトナムが社会経済開発戦略（2011年-2020年）の中で掲げる「2020年までの工業国化」を実現するためには、国際競争力を兼ね備えた持続的成長が必要である。そのためには、市場経済制度の改善、財政・金融改革等の市場経済システムの強化を図るとともに、産業開発・人材育成が必須要件である。また、経済成長に伴い増大している経済インフラ需要に対応するため、幹線交通及び都市交通網の整備、エネルギーの安定供給及び省エネルギーの推進等も課題であり、上記課題に対応できる公的セクターの人材育成が求められており、本事業はこれらの課題解決に資する。

2) 脆弱性への対応

急速な都市化・工業化に伴い、成長の負の側面として環境問題（都市環境、自然環境）、災害・気候変動等の脅威が顕在化している。また、社会・生活面の向上と貧困削減、格差是正を図るため、保健医療、社会保障・社会的弱者支援などの分野における体制整備や、農村・地方開発の支援が求められている。本事業により、気候変動への適応・緩和政策の立案・運営、都市環境問題への対応等に寄与する人材を育成することが期待される。

3) ガバナンス強化

ベトナムでは、過去20年間に社会及び経済の大きな変化があったが、それらの基盤となる行政部門の改革は十分ではない。法制度の整備・執行能力の強化や、行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保等、司法・行政機能強化のための取組みへの支援が、ガバナンス強化のために求められている。本事業により、ベトナムの立法政策や司法政策の立案・実行を担う人物が、司法機能強化に寄与できる能力を養成するとともに、ベトナムの地方を含む政府全体での政策立案・運営能力向上、行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保に資する人物を育成することが期待される。

(3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

2009年7月に策定された対ベトナム「国別援助方針」では、1)成長と競争力強化、2)脆弱性への対応、3)ガバナンス強化を重点分野として掲げており、本事業はこれら重点分野

における開発課題の解決に向けた制度設計・政策策定および政策運用に係る人材を育成することが期待されている。これまで、本事業により合計 300 名以上の留学生を受け入れている。

(4) 他の援助機関の対応

ベトナムにおける人材育成等の事業は日本以外にアメリカ、ベルギー、オーストラリア等により行われている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、ベトナムの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 30 名の留学生が、我が国大学院において、ベトナムにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、更に正規の授業以外に人材育成支援無償案件（以下、「JDS」という。）留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。尚、本年はその第 3 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.43 億円（概算協力額（日本側）：3.43 億円、ベトナム側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2012 年 7 月～2015 年 3 月を予定（計 33 ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ベトナムにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者(教育訓練省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA在外事務所等)で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：該当なし。

② カテゴリ分類の根拠：該当なし。

2) 貧困削減促進：該当なし。

3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等)：該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし。

(9) その他特記事項：該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① ベトナム政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ベトナムにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画および同国に対する我が国援助計画とも合致している。行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2012 年)	目標値 (2017 年)
留学する学生数(人)	0	30
留学生の学位取得率(%)	0	100
帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(%)	0	90

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とベトナムとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
- 6. (2) 1)に記載の目標年

以 上